

# まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準の策定（案）について

## 1 基準策定の趣旨

のぼり旗は、手軽に製作や掲出ができる簡易な広告物として、新規開店やキャンペーンなど一時的な宣伝に利用され、賑わい創出に一定の役割を果たしています。屋外広告物条例や規則には、道路に沿い多数連続的に掲出しない等の規定が既にあるものの、どの程度が多数にあたるかは、店舗や企業の良識に委ねている現状にあります。

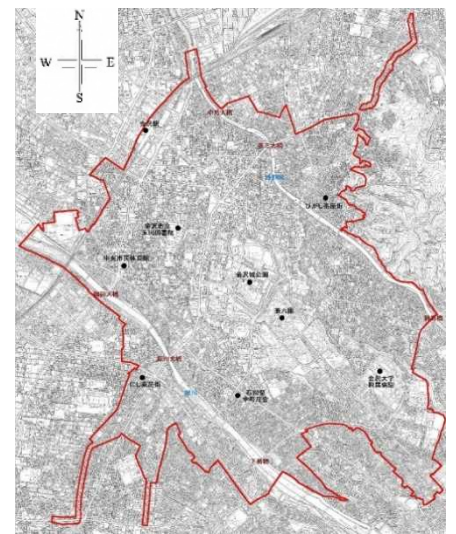
そのような中、藩政期以来の都市構造を継承する本市のまちなかにおいて、近年、のぼり旗が恒常的に林立し、景観と安全の両面において支障となる状況が生じてきています。そこで、まちなか区域におけるのぼり旗の節度ある掲出基準を策定し、市民や広告主の理解を得ながら、効果的な周知啓発や是正指導を行っていくこととします。

## 2 対象区域及び施行日

- ・ のぼり旗の掲出基準策定が特に必要な区域として、藩政期以来の都市構造が残る「**まちなか区域**」を対象とします。

まちなか区域（右図⇒）

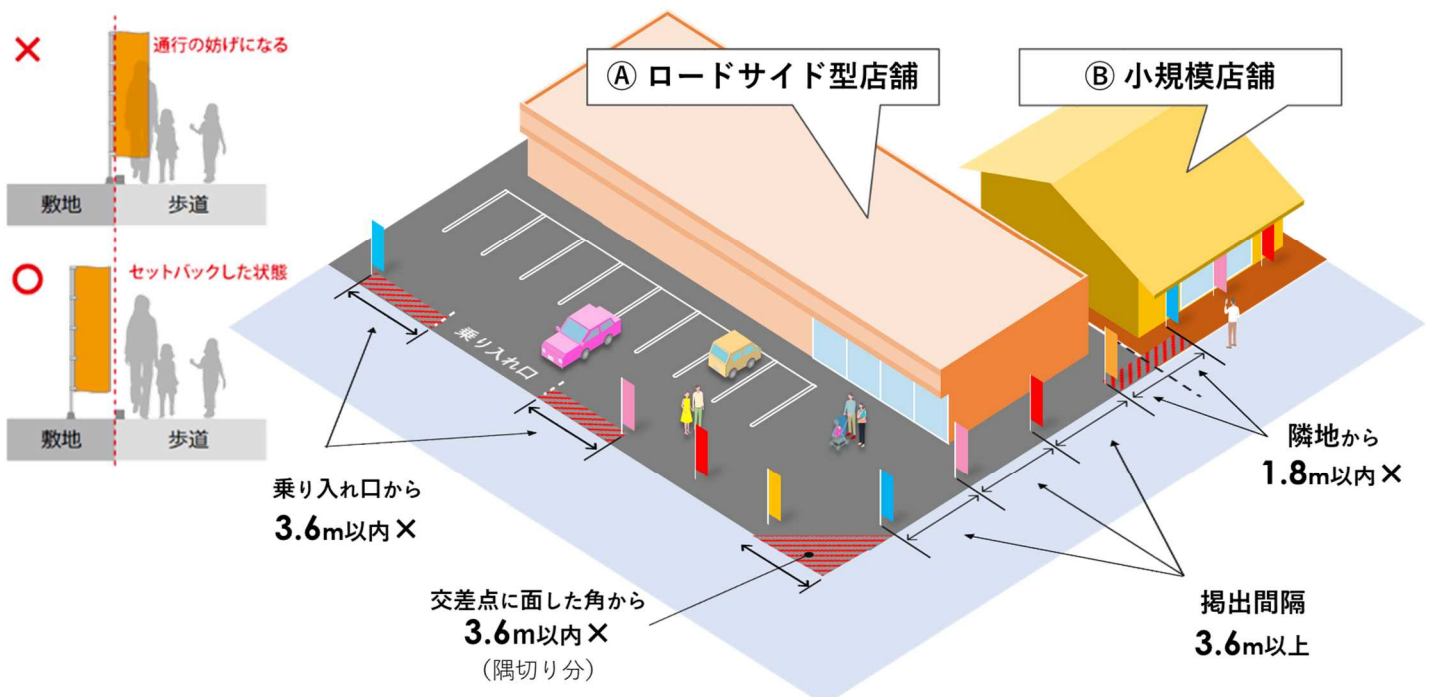
金沢市景観計画に定める、  
文化的景観区域「旧城下町区域」



- ・ **令和3年12月に基準策定**後、周知期間を経た上で**令和4年3月から施行**予定

## 3 掲出基準の内容

金沢市屋外広告等に関する条例や規則に既にある規定を踏まえ、**具体的な数値で示し、禁止・注意事項も改めて明記**することで、誰にとってもわかりやすい基準とします。



## ◆ 基本的な考え方

のぼり旗は、手軽に製作や掲出ができる簡易な広告物であり、一時的な掲出が原則である。掲出する際は、公衆に対する危害を防止するため、**安全面の注意**を怠らないようにし、さらに**良好な景観への配慮**が必要である。そのため、最低限のルールとして、下記の掲出基準を定める。

## ◆ 安全確保のための基準

### ① 設置してはいけない場所

道路沿いでは、通行者等の安全のため、次の範囲にのぼり旗を掲出しないこと。

- (1) 車の乗り入れ口から3.6 m以内
- (2) 隣地から1.8 m以内
- (3) 交差点に面する敷地の角から3.6 m以内（隅切りを含める）

敷地内においては、通行者等の視野を妨げないように、安全な場所に掲出すること。

**考え方**・道路の通行者や敷地を出入りする車からの視野を確保し、事故防止につなげます。

### ② 設置や管理に関する注意

- ・強風等によって飛散・傾倒しないようのぼり旗を**しっかり固定**させるとともに、**地面に垂直に設置**すること。
- ・屋根や庇の上に設置したり、支柱を長くする等、**高い場所に設置しない**こと。
- ・悪天候時や閉店後は必ず片付けることとし、**放置しない**こと。

**考え方**・のぼり旗は強風等で容易に飛散、破損する簡易な広告物であるため、設置者には、地盤面にしっかり固定した垂直設置や、小まめな片付けなど管理の徹底を求めます。

## ◆ 景観への配慮のための基準

### ③ 節度ある掲出間隔

のぼり旗を掲出する場合、**3.6 m以上の間隔**を空けること。

ただし、掲出本数が**3本以下**の場合はこの限りではない。

**考え方**・適度な間隔を空けることで、見通しを確保し、圧迫感や閉塞感の軽減を図ります。  
・小規模店舗など間隔が十分確保できない場合、3本以下であれば、3.6mを下回る間隔でも、景観と安全に配慮して掲出してよいこととします。

### ④ 種類（色彩、形状、情報）の整理

のぼり旗の種類（色彩、形状、情報）が増えすぎないように注意するとともに、複数の種類を掲出する場合には、より一層景観に配慮すること。

**考え方**・のぼり旗は手軽に製作したり、既製品を購入したりしやすい特徴があるため、複数の種類を組み合わせると乱雑にならないよう、より一層景観への配慮を求めます。

## ◆ その他（関連法令等の規定を改めて記載）

- ・道路（歩道、車道とも）や隣地に旗や支柱をはみ出して掲出しないこと。
- ・のぼり旗の表示面積は2㎡以内とする。
- ・著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離した屋外広告物等を表示し、又は掲出してはならない。
- ・著しく破損し、又は老朽化した屋外広告物等を表示し、又は掲出してはならない。